

## 第4章 計画の推進

### 第1節 環境教育・学習の推進

環境基本計画を推進するための合意の形成や環境まちづくりを担う人材発掘のきっかけづくり、施策の実効性を確保するため、環境教育・学習の総合的な展開を進めます。

施策	内容
①学校における 環境教育の推進	<p>学校での環境教育を充実するとともに、地域や市民団体等と連携した体験機会などの拡充を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校での環境教育の推進</li> <li>● 学校の環境教育を支援する体制の整備（環境学習教員研修、理科支援指導員の配置、学習指導市民講師による指導。水辺の楽校など環境学習の拠点・施設の整備）</li> </ul>
②地域・市民の 環境学習の推進	<p>市の自然の状況やごみの問題、地球環境問題など様々な環境学習機会を拡充し、市民の自発的活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民環境大学、水辺の楽校「多摩川の達人」等の開設</li> <li>● 子どもや親子を対象とした体験・学習機会の拡充</li> <li>● 地域・市民団体等による環境学習の支援（自然観察会、ごみ問題学習会、地球環境問題学習会、グリーンコンシューマー学習会、バリアフリー学習会など）</li> </ul>

主な事業	事業費（千円）
ふっさ環境フェスティバル運営（再掲）	5,750
水辺の楽校運営（再掲）	7,000
市民環境大学（再掲）	1,180
文化財ガイド養成講座（再掲）	640
特別展・企画展、見学会（再掲）	8,410
景観フォーラム☆（再掲）	—
消費生活セミナーの実施（再掲）	450
市政出前講座（再掲）	—

## 第2節 パートナーシップの確立

市民による環境活動が展開される条件を整備することが重要です。また、市の政策立案や事業決定、執行の段階で、より一層の市民参加がなされるよう配慮していきます。

### 1 協働事業の明確化

市民参加による事業推進は、補助金事業による市民活動の促進、調査委員会等の設置による市民の組織化、市民団体への事業委託、ボランティア団体への管理委託、景観団体指定、コミュニティビジネス化など様々な方式がありますが、協働事業について、どのような方法で臨むのかを明らかにし実施します。また、パートナーシップ確立の観点から市民主導型への移行をめざすとともに、市民との協働による事業が円滑に推進できるよう職員への教育と指導を図ります。

協働事業例	生き物調査、植生調査、湧水調査、環境シンポジウム・イベント、環境体験・学習活動、萌芽更新、グラウンドワーク、景観調査、玉川上水遊歩道化調査、分水調査・用水維持、散策ガイドマップ作成、地域ネコ活動、ドッグラン活動、レジ袋削減、生ごみ堆肥化、食用廃油リサイクル、フリーマーケット、スクラム・マイナス50%協議会、環境フォーラム、各種情報発信など
-------	--

### 2 関係機関連携の強化

環境団体、市役所、公民館などの横の連携により、重複する取り組みの整理及び重点化、協働の促進により、効果的な推進を図るよう努めます。また、国・都など関係機関との連携により事業を推進します。

### 3 町会・自治会への働きかけ

町会・自治会など地域が主体となる様々な環境まちづくりについて、それぞれのコミュニティ活動へと取りこむセットメニューとしての提示や、導入にあたって市・市民団体等による働きかけなど、普及のためのしくみづくりを進めます。

地域主体の環境まちづくり活動例	一斉清掃、花と緑のあるまちづくり、公園ボランティア、道路清掃ボランティア、違反広告撤去、景観まちづくり、地域ネコ制度、生ごみ堆肥化実験、資源回収、フリーマーケット、バリアフリーマップ作成など
-----------------	---

#### 4 協働による事業推進の方法の確立

市民団体の活動が先行し、市民側により深い知識がある分野の事業推進については、庁内に協働プロジェクトチームを設置し、計画立案・事業推進・進捗管理など、一連のプロジェクト運営が行えるよう、市と市民が深く関わる協働システムの構築に努めます。

施策	内容
①市民による環境まちづくり活動への支援	地域・市民等による様々な活動を支援するため、市民活動団体事業支援補助金制度や市民活動災害補償制度、地域活性化交付金などによる支援や市の調査の委託などを通じた組織・活動の育成を図ります。
②市の政策決定・事業における市民参加の促進	各種マスタープラン策定における市民参加の徹底をはじめ、公園整備など各種の事業化・事業実施段階での地域・市民の参画を推進し、市民・事業者・行政の協働による事業展開に取り組みます。

### 第3節 計画推進体制の確立

「中期実施計画」では、成果指標（目標事業量）を織り込み、客観的な評価がなされるように努めていますが、具体的な事業レベルにおいて、課題や問題点を明らかにし、改善や見直しを図る必要があります。

このため、環境基本計画に基づく事業の執行状況、効果を確認するとともに、課題の把握や事業の見直しを図るため、計画、実行、評価、見直しを適正にコントロールする環境マネジメントシステム LAS-E の運用を強化します。

#### 1 定期的な評価の実施

環境基本計画は、20年にわたる長期目標を見通し策定され、これを着実に推進するため毎年度ローリングする実行計画を作成していますが、事業スケジュール、到達点等がわかり、評価・点検が可能な実行計画へと刷新します。

#### 2 環境マネジメントシステムのレベルアップ

市では、環境マネジメントシステム LAS-E を導入し、事業所としての環境負荷削減を目的とした地球温暖化対策実行計画の推進について市民を交えた評価を進めていますが、LAS-E における PDCA のしくみを利用し、環境基本計画の着実な推進のため、実行計画についても進捗状況をチェックします。

#### 3 事業化システムの研究

環境基本計画に実効性をもたせるため、「中期実施計画」に掲載される事業については、上位計画である総合計画実施計画に組み込まれるルールづくりを研究します。

また、戦略プロジェクトについては、「中期実施計画」をもとに、担当課において事業化を推進し、事業として確立されるよう努めます。

施策	内容
①実施状況の公表、 環境情報の提供	環境に関する各種モニタリング情報の収集・整備を進めるとともに、「福生市の環境」(含む実行計画)などの発行により計画の進行状況を公表します。また、市民団体等と協働し「かんきょう通信」や「景観ニュース」等の発行を支援します。
②福生環境ネットワ ークの設置・支援	環境問題に関心を持ち、活動を行っている団体、グループ、個人、事業者等の情報交換・協働を支えるネットワーク組織の立ち上げや活動場所等の確保を支援します。同時に、市の環境施策への提言を得るための仕組みをつくります。
③環境マネジメント システムの強化	環境基本計画の着実な推進のため、環境マネジメントシステム LAS-E における PDCA のしくみを取り入れ、すべての部署にわたる事業の進捗管理を行います。

(次ページに続く)

施策	内容
④事業所としての率先行動の推進	第2次地球温暖化対策実行計画の推進をはじめ、グリーン購入などの促進等を実施します。
⑤環境審議会の開催	市の環境政策について専門的な立場から、評価・指導を得るため環境審議会を定期的を開催します。